

資金不足比率

会計名	平成21年度	経営健全化基準	備考
1. 下水道事業特別会計	—	20.0%	
2. 土地区画整理事業特別会計	—	20.0%	

・資金不足比率：公営企業ごとの資金不足額の、公営企業の事業規模に対する割合のこと。

注1：各比率のうち、「—」の表示については、それぞれ資金不足が生じていないことを示している。

注2：経営健全化基準以上の数値となった場合には、その解消を内容とした「経営健全化計画」の策定が義務付けられることになる。